

愛知県水道用水供給事業の進め方に関する研究会意見と企業庁対応方針について

研 究 会 意 見	企 業 庁 対 応 方 針
<p>愛知県水道用水供給事業の進め方に関する研究会は、愛知県水道用水供給事業の今後の施設整備、水質管理及び維持管理等の進め方について検討した結果、妥当と判断する。</p> <p>なお、個別事項について次のとおり意見する。</p> <p>《施設整備》</p> <ol style="list-style-type: none"> 東日本大震災における水道施設の被災状況を踏まえ、今後予想される東海地震等においても水道用水の安定供給が確保できるよう、次の方策に努めること。 <ul style="list-style-type: none"> 現在建設中の連絡管、基幹管路の管網化及び広域調整池の早期運用を図ること。 非常時の電力確保を目的に自家発電設備の早期整備を図ること。 浄水場施設の耐震補強を早期に図ること。 東海・東南海・南海地震等の被害想定の見直しに併せて、津波対策を考慮した水道施設の更なる耐震化、耐水化を検討すること。 老朽化した設備や管路について、危機管理、機能及び物理的状況を把握したうえで、計画的な更新に努めること。 今後、浄水場土木構造物は更新時期を迎えることから、施設の長寿命化並びに効率的な水運用や施設配置を考慮した更新手法の検討を進めること。 	<p>愛知県企業庁では、平成19年3月に取得した厚生労働大臣による事業経営変更認可に基づき愛知県水道用水供給事業を実施している。</p> <p>今回の事業評価では、事業経営変更認可を取得後5年が経過したことから、現在実施している地震防災対策、老朽化施設更新、水質管理及び維持管理の今後の事業の進め方について、愛知県水道用水供給事業の進め方に関する研究会から頂いた意見を踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。</p> <p>なお、この対応方針に基づき実施計画等を策定するにあたっては、受水団体の意見を聞くとともに、その実施には多額な費用が見込まれることから健全な経営に努めていくものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設整備 <ol style="list-style-type: none"> 現在建設中の連絡管、基幹管路の管網化及び広域調整池については、事故・災害時の水道の安定供給に寄与することから、早期に供用開始出来るよう工事進捗を図る。 非常用自家発電設備が設置されていない浄水場については、事故・災害時の電力確保を目的に、早期に施設整備を進める。 国等で検討が進められている南海トラフ等に起因した巨大地震の被害想定を踏まえ、海岸部近傍の水管橋の津波対策や浸水の恐れのある水道施設の耐水対策などを検討し、浄水場施設の耐震補強については、早期に施設整備を進める。 浄水場設備や管路等の老朽化施設更新について、事故・故障頻度等を引き続き把握するとともに、老朽劣化度や更新の優先順位及び事業費の平準化に配慮し、アセットマネジメント手法を用いた計画的な更新を実施する。 浄水場土木構造物の更新にあたっては、長期的な水需要動向や構造物のライフサイクルコスト及び施設配置を勘案した浄水場の更新手法を検討する。
<p>《水質管理》</p> <ol style="list-style-type: none"> 県営水道の浄水場は原水水質に恵まれ今まで浄水処理における大きな問題は生じていないが、水安全計画、水質検査計画及び水質管理計画の運用・充実等を図りながら、今まで以上に水源から供給点までの水質監視に努めること。 浄水場の返送水に起因する水質課題に対応するため、その原因究明と対策について早期の対応に努めること。 残留塩素濃度について、受水団体間の供給水質の均等化を図るため、追加塩素注入設備の設置に努めること。 水源における藻類増殖への対応について、浄水場での水処理対応に加え、水源施設管理者と連携して藻類増殖の抑制対策を検討すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 水質管理 <ol style="list-style-type: none"> 水質検査計画、水安全計画及び水質管理計画の運用・充実を図りながら、引き続き原水水質等の監視を行い、浄水処理過程で懸念される項目等を把握し、適宜対策を講ずることにより、安全な水道水の供給を図る。 浄水場の返送水に起因する水質障害について、必要に応じて大学等研究機関と連携して調査研究に取り組み、必要な施設の整備を図る。 供給点間の残留塩素濃度の均等化について、浄水場からの到達時間を基に送水管路における残留塩素濃度の減少予測などを実施し、追加塩素注入設備の整備を進める。 貯水池等における藻類増殖に対応するため、活性炭注入を行うための施設改良を進める。また、水源施設管理者と連携して藻類増殖に関する調査を継続するとともに、貯水池の藻類増殖への対策の検討を進める。
<p>《維持管理等》</p> <ol style="list-style-type: none"> 安全・安心な水道を将来に亘って構築するため、民間委託業者への指導・監督や人材の育成・確保及び技術の継承に努めること。 県職員の人材育成、技術継承に限らず、受水団体等と連携してこの地域の水道技術の向上に主体的に取り組むこと。 水道事業者として安全性及び採算性に配慮しつつ、環境負荷低減やエネルギー確保方策として小水力発電や太陽光発電等の再生可能なエネルギーの導入について検討すること。 今後増加する施設更新等を踏まえ、長期的に健全な経営が維持できるよう取り組むこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 維持管理等 <ol style="list-style-type: none"> 県営水道の職員が担う専門性の高い業務を継続し、技術レベルを向上させていくため、人材の育成及び技術の継承を図る。さらに浄水場運転管理の委託業者への指導・監督能力の更なる向上のため、また、事故・災害時等の危機管理上、臨機の対応を図るため、各水系の拠点となる浄水場は引き続き県による運転管理体制を堅持する。 受水団体においても県と同様に技術継承を課題としていることから、水道事業者間での連携した危機管理訓練や実技研修などを引き続き共同で実施することにより人材育成に取り組む。 尾張地域の2浄水場へ排水処理PFI事業を導入し、浄水場汚泥の一層の有効利用を促進する。また、固定価格買取制度による買取価格の動向等を注視し、水供給の安全性及び採算性を勘案しつつ、再生可能エネルギー導入の可能性を検討する。